令和８年６月４日（木曜日）

美里町議会議会運営委員会会議録

美里町議会議会運営委員会会議録

令和８年６月４日（木曜日）

出席委員（５名）

委　員　長　　村　松　秀　雄　君

副委員長　　山　岸　三　男　君

委　　員　　柳　田　政　喜　君　　赤　坂　芳　則　君

前　原　吉　宏　君

欠席委員（なし）

議　　長　　鈴　木　宏　通　君

説明のため出席した者

町　長　部　局

総務課長　　佐　野　　仁　君

企画財政課長　　小　林　　誠　樹　君

議会事務局職員出席者

事務局長　　伊　藤　　博　人　君

事務局次長兼議事調査係長　須　田　　真喜子　君

令和８年６月４日（木曜日）　午前９時２６分　開会

１　開　会

２　委員長挨拶

３　議長からの諮問

美里町議会６月会議について

１）議案等について

行政報告２件

報告　　８件

議案　　９件（条例４件、補正予算４件、その他１件）

２）議員派遣について

３）一般質問の発言順序について　　７人

４）会議の期間及び議事日程について

期間　６月９日（火）～１１日（木）３日間（別紙のとおり）

５）陳情、要請等

４　その他

５　閉　会

午前９時２６分　開会

○委員長（村松秀雄君）　ただいまから議会運営委員会を開きます。

昨日の台風もですね、関東地方、大分被害を受けたということでニュース等をやっておりましたけれども、我が町はそんなに被害も何もなくよかったなと思います。台風６号も終わりましたけれども、また今から台風がどんどんどんどん来るという、去年みたいに暑い中にいきなりゲリラ豪雨が出たりという状況が出るというふうに予測されておりますので、日頃の準備、気をつけていただきたいと思います。

以上、終わります。

では、開始いたします。

当委員会、全員出席でありますので、委員会は成立しております。

早速、３番目の議長からの諮問、美里町議会６月会議についての、１）議案等について、行政報告、報告、議案とありますので、今日は執行部のほうからの説明をお願いいたします。

執行部からは、今日は総務課長、企画財政課長の御出席をいただいております。ありがとうございます。

それでは、総務課長、よろしくお願いします。

○総務課長（佐野　仁君）　おはようございます。

６月会議につきまして、よろしく御指導をお願い申し上げます。

最初に、行政報告、説明させていただきます。

行政報告につきましては、２件でございます。

いずれも指定管理者の会長の変更についてとなっております。

１件目でございます。

美里町中埣コミュニティセンター指定管理者であります中埣コミュニティセンター運営協議会の会長が、令和８年４月１日付で相澤勇一氏から野田芳洋氏に変更となりました。また、美里町北浦コミュニティセンターの指定管理者であります北浦地区農村集落センター運営協議会の会長が、令和８年５月22日付で門間政勝氏から齋藤　賛氏へ変更となりましたので、それぞれ御報告いたすものでございます。

行政報告については以上でございます。

○委員長（村松秀雄君）　ありがとうございます。

ただいま、行政報告２件、中埣コミュニティセンターと北浦コミュニティセンターの代表が変わるということでございました。これについて何かありますでしょうか。（「なし」の声あ

り）

ないということで、次に進ませていただきます。

では、報告についてお願い申し上げます。総務課長。

○総務課長（佐野　仁君）　続いて、報告８件でございます。

そのうち、報告第１号から３号につきましては、令和８年度税制改正に伴い専決を行ったものでございます。

まず、報告第１号でございます。

地方税法等の一部を改正する法律が令和８年３月31日に公布され、原則として同年４月１日から施行されました。この法律の公布、施行により美里町税条例に関係する改正を行っております。

議案書について１ページ、資料編についても１ページとなります。

町民税におきましては、個人住民税所得割の課税表示について特定大口株主配当等の特定配当等を総所得金額に加えて算定することになったことや、住宅借入金等特別税額控除の適用期限を５年間延長いたしました。また、軽自動車税におきましては、環境性能割の廃止に伴い、現行の種別割を軽自動車税と名称を変更しております。

固定資産税におきましては、固定資産税の免税点について、家屋にかかる免税点を20万円から30万円に、償却資産の免税点を150万円から180万円にそれぞれ引き上げたことなどが主な改正点となっております。

続いて、報告第２号でございます。

議案書14ページ、資料編37ページとなります。

美里町都市計画税条例の一部を改正する条例となります。

こちらも地方税法等の一部を改正する法律が令和８年３月31日に公布され、原則として同年４月１日から施行されました。この改正に伴い、本条例で引用する条項が繰上げされたことにより、引用部分の字句の改正や条項にずれが発生いたしたものでございます。

続いて、報告第３号でございます。

議案書18ページ、資料編43ページとなります。

美里町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例でございます。

地域再生法第17条の６の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令が令和８年３月31日に公布され、同年４月１日から施行されました。改正点につきましては、特別償却設備に

係る取得期限を令和10年３月31日まで、２年延長するものであります。いずれも、地方自治法第180条第１項の規定により専決処分いたしましたので、同条第２項の規定により御報告いたすものでございます。

続いて、第４号につきましては、企画財政課長から御説明申し上げます。

○委員長（村松秀雄君）　企画財政課長。

○企画財政課長（小林誠樹君）　おはようございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案書21ページ、資料編46ページをお開きいただきたいと思います。

報告第４号専決処分の報告について御説明申し上げます。

繰越明許事業であります令和６年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金について、令和８年３月31日付で確定通知を受けたことに伴い、同交付金の返還が必要となったことから、令和７年度美里町一般会計補正予算（第10号）を調製し、地方自治法第180条第１項の規定により、令和８年３月31日に専決処分いたしましたので、同条第２項の規定により報告するものでございます。

議案書24ページをお開きください。

予算本文第１条、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ331万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ128億5,636万8,000円といたしました。

議案書35、36ページをお開きください。

初めに、歳出について御説明申し上げます。

２款総務費に、331万1,000円追加いたしました。

１項総務管理費の５目企画費に、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金清算返還金331万1,000円追加いたしました。

次に、歳入について申し上げます。

前のページ33、34ページをお開きください。

18款繰入金に、331万1,000円追加いたしました。

２項基金繰入金の１目財政調整基金繰入金に、331万1,000円追加いたしました。

以上、専決についての御報告となります。

よろしくお願いいたします。

○委員長（村松秀雄君）　総務課長。

○総務課長（佐野　仁君）　続いて、報告第５号になります。

議案書37ページ、資料編47ページとなります。

美里町水道料金の未収金５件、4,730円につきましては、債務者が令和元年５月４日に死亡しており、相続人の調査を行ったところ相続放棄している事実を確認いたしました。また、債務者に財産は存在するものの、財産を処分するためには相続財産管理人を選任する必要があり未収金額を大幅に超える費用が発生することから回収が困難であると判断いたしました。

これにより、未収金を回収できる見込みがないことから、美里町債権管理条例第21条第１項の規定により権利を放棄することについて、地方自治法180条第１項の規定により専決処分いたしましたので、同条第２項の規定により御報告申し上げるものでございます。

以上でございます。

○委員長（村松秀雄君）　企画財政課長、報告第６号お願いいたします。

○企画財政課長（小林誠樹君）　それでは、議案書39ページ、資料編48ページをお開きください。

報告第６号令和７年度美里町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について御報告をいたします。

地方自治法第213条の規定により、令和７年度美里町一般会計歳出予算を繰越使用するため普通財産施設管理など８事業について、繰越明許費繰越計算書を調製いたしました。

議案書40ページをお開きください。

２款総務費１項総務管理費に係る予算において繰越しいたしました。これは、普通財産施設管理において旧小牛田中学校及び旧不動堂中学校における解体撤去工事が完了しなかったため、旧中学校解体撤去工事管理業務委託料及び旧中学校解体撤去工事請負費をそれぞれ繰越しいたしました。本事業につきましては、令和９年３月までにそれぞれ完了する予定でございます。

次に、３項戸籍住民基本台帳費に係る予算において繰越しいたしました。これは戸籍住民基本台帳事業において、マイナンバーカードへの旧氏及び旧氏の振り仮名表記等に係る戸籍附票システムの改修が完了しなかったことから、戸籍附票システム改修業務委託料を繰越しいたしました。本事業については、令和９年３月までに完了する予定でございます。

次に、３款民生費２項児童福祉費に係る予算において繰越しいたしました。これは、物価高対応子育て応援手当支給事業について、令和７年度内に事業が完了しなかったため、物価高対応子育て応援手当等を繰越しいたしました。本事業については、令和８年９月までに完了する予定でございます。

次に、７款商工費１項商工費に係る予算において繰越しいたしました。これは、生活応援商品券事業食料品等物価高騰対応型について、令和７年度内に事業が完了しなかったため、生活応援商品券発行業務委託料等を繰越しいたしました。本事業については、令和８年12月までに

完了する予定でございます。

次に、８款土木費２項道路橋りょう費に係る予算において繰越しいたしました。これは、道路橋りょう維持管理事業及び道路新設改良事業において、施工協議などに不測の日数を要したことにより令和７年度内に事業が完了しなかったため、橋りょう改修工事請負費、道路改良工事請負費等、それぞれ繰越しいたしました。両事業ともに、令和８年12月までにそれぞれ完了する予定でございます。

次に、４項都市計画費に係る予算において繰越しいたしました。これは、都市計画一般経費について仕様の見直しなどに不測の日数を要したことにより令和７年度内に事業が完了しなかったため、都市計画用途地域変更業務委託料を繰越しいたしました。本事業については、令和８年12月までに完了する予定でございます。

次に、10款教育費３項中学校費に係る予算において繰越しいたしました。これは、美里中学校施設管理について、令和７年度内に事業が完了しなかったため、屋内運動場等空調設備整備工事請負費を繰越しいたしました。本事業については、令和９年３月までに完了する予定でございます。

以上、地方自治法施行令第146条第１項の規定により御報告するものでございます。

よろしくお願いいたします。

○委員長（村松秀雄君）　では、報告７号は続けてお願いします。

○企画財政課長（小林誠樹君）　続きまして、議案書41ページ、資料編50ページをお開きください。

報告第７号令和７年度美里町水道事業会計の繰越しについて御報告いたします。

地方公営企業法第26条第１項の規定により、令和７年度美里町水道事業会計予算を繰越使用するため、繰越計算書を調製いたしました。

議案書42ページをお開きください。

１款基本的支出の１項建設改良費の配水管布設替事業に係る予算において繰越しいたしました。これは、令和８年２月２日に公布決定のあった令和７年度社会資本総合整備事業補正予算に伴う配水管布設替工事について、令和７年度内に事業が完了しなかったため繰越しいたしました。本事業については、令和８年９月末日までに完了する予定でございます。不用額につきましては、令和７年度内に完了しました配水管布設替工事積算業務に係る請負差額によるものでございます。

次に、１款資本的支出の１項建設改良費の浄水施設等更新事業に係る予算において繰越しい

たしました。これは、南郷地区テレメーター更新工事において、機器製造の構成部品である半導体製品の納期に不測の日数を要したことにより、令和７年度内に事業が完了しなかったため繰越しいたしました。本事業については、令和８年６月までに完了する予定でございます。不用額につきましては、令和７年度内に完了した緩速ろ過砂用洗浄装置更新工事に係る請負差額によるものでございます。

以上、地方公営企業法第26条第３項の規定により御報告するものでございます。

よろしくお願いいたします。

○委員長（村松秀雄君）　続いて、お願いします。

○企画財政課長（小林誠樹君）　続きまして、議案書43ページ、資料編51ページをお開きください。

報告第８号令和７年度美里町下水道事業会計予算の繰越しについて御報告いたします。

地方公営企業法第26条第１項の規定により、令和７年度美里町下水道事業会計予算を繰越使用するため、繰越計算書を調製いたしました。

議案書44ページをお開きください。

１項公共下水道事業資本的支出１項建設改良費の汚水管きょ建設事業に係る予算において繰越しいたしました。これは、汚水管きょ建設工事について施工箇所通行協議に不測の日数を要し、令和７年度内に事業が完了しなかったため繰越しいたしました。本事業については、令和８年７月までに完了する予定でございます。不用額につきましては、令和７年度内に完了しました測量設計業務及び更新工事に係る請負差額のほか、国庫補助金の交付率が低調であったことから不用額となったものでございます。

次に、２款農業集落排水事業資本的支出１項建設改良費の処理場建設事業に係る予算において繰越しいたしました。これは、令和８年２月３日に交付決定のあった国庫補助金の追加交付に伴う荻埣・平針地区の機能強化対策事業計画概要書作成業務について、令和７年度内に事業が完了しなかったため繰越しいたしました。本事業については、令和９年１月までに完了する予定でございます。

次に、２款農業集落排水事業資本的支出１項建設改良費の雨水処理施設建設事業に係る予算において繰越しいたしました。これは、雨水排水路建設工事について、施工箇所の関係機関との協議、調整に不測の日数を要し、令和７年度内に事業が完了しなかったため繰越しいたしました。本事業については、令和８年７月までに完了する予定であります。

地方公営企業法第26条第２項の規定により、令和７年度美里町下水道事業会計予算を繰越使

用するため繰越計算書を調製いたしました。すみません、第１項と第２項の違いになります。

２款農業集落排水事業費用１項営業費用の計画策定事業に係る予算において繰越しいたしました。これは、令和８年２月３日に交付決定のあった国庫補助金の追加交付に伴う南郷第１地区の維持管理適正化計画策定業務について、令和７年度内に事業が完了しなかったため繰越しいたしました。本事業については、令和９年１月までに完了する予定でございます。

以上、地方公営企業法第26条第３項の規定により御報告するものでございます。

よろしくお願いいたします。

○委員長（村松秀雄君）　どうもありがとうございました。

それでは、報告８件ありますけれども、１つずつお尋ねをしていきたいと思いますのでよろしくお願いを申し上げます。

それでは、報告第１号専決税条例の件でございます。これについて、皆様から何か質問ございますでしょうか。柳田委員。

○委員（柳田政喜君）　お疲れさまです。先ほど、課長の説明の中で、１の町民税関係の（３）が抜けていましたけれども、報告しましたか。（「していないです」の声あり）

○委員長（村松秀雄君）　総務課長。

○総務課長（佐野　仁君）　大変失礼いたしました。一応、改正の主なものということで御説明申し上げましたので、先ほど、すみませんでした。（３）については抜けておりました。

○委員長（村松秀雄君）　では、資料どおりということで。分かりました。ほかございますでしょうか。（「なし」の声あり）

ないようなので、なければ、次、報告第２号にまいりたいと思います。

第２号について何かございますでしょうか。これ、所得税だっだよね、都市計画税か。ごめんなさい。じゃあ、ないです。よろしいですか。（「はい」の声あり）

では、報告第３号にまいります。

報告第３号については、専決の、これも税条例でございますが、固定資産税の不均一課税に関する改正でございます。よろしいですか。（「はい」の声あり）

では、第４号にまいります。これは補正予算ですね。これについて何か。（「なし」の声あり）

ないですか。では、ないということで次にまいります。

５号の権利の放棄ですね。これについて、これは全協で説明がありましたので、何かまたお尋ねするところありますでしょうか。はい、確認。副議長。

○委員（前原吉宏君）　中身じゃないんですけれども、目次のところを見てもらえれば分かるんですけれども、１ページの前。（「はいはい、ここね」の声あり）報告１号から、５号、６号、７号、８号のですね、専決が６号から始まって、報告第５号で専決第１号で、これ10号の間違いではないのか。

○委員長（村松秀雄君）　報告、今、副議長のやつは議案書のページですね。見開き。（「目次の部分です」の声あり）目次のところね。報告第５号専決処分の報告について（専決第１号）というふうに記載されておりますが、これについては専決の９があるので10じゃないかという御指摘でございます。総務課長。

○総務課長（佐野　仁君）　お答えいたします。専決につきましては、年度単位で整理しておりますので、こちら専決いたしましたのが令和８年５月８日となります、水道については。ということで、専決第１号という整理となっておりますので、御理解のほうお願いしたいと思います。

○委員長（村松秀雄君）　これで問題ないということね。（「名称が変わっている」「年度変わっている」の声あり）その辺、なぜ第１号なのに、この報告の順番としての報告が遅れたのか、その並びのところですね。総務課長。

○総務課長（佐野　仁君）　お答えいたします。報告第１号から報告第４号につきましては、令和８年３月31日付で専決を行っておりますので、それで、６号、７号、８号、９号となっております。それで、報告第５号の専決につきましては、先ほどお話ししたとおり令和８年５月８日付で専決しておりますので、専決第１号という整理となっておりますのでよろしくお願い申し上げます。

○委員長（村松秀雄君）　では、報告第５号については、令和８年度の専決の第１号であるという理解ですね。

　６、７、８、９については、前の分だと、前年度分だということでよろしいですね。（「はい」の声あり）ということです。

　では、次。よろしいですか。（「はい」の声あり）

　報告第６号一般会計の繰越しでございます。これについて何かございますでしょうか。柳田委員。

○委員（柳田政喜君）　先ほど、それぞれの繰越しの完了月日を、年月を言ってもらいましたけれども、１点確認ですけれども、戸籍住民基本台帳費の繰越しが令和９年３月になっていましたけれども、これで間違いないのかどうかだけ。こんなにかかるのかなと思ったものですから。

間違っていなければいいんだよ。

○委員長（村松秀雄君）　企画財政課長。

○企画財政課長（小林誠樹君）　お答えをいたします。間違いはございません。私も気になったものですから担当課のほうに確認はしているんですけれども、今、電算会社のほうの業務も改修がすごく多くて、なかなか、もう少し早く終わらないのかということでお話もしたんですけれども、繰越年度いっぱい使って処理をしたいと。ただ、制度上年度内に完了すれば問題はございませんので、そういった形で確認をさせていただいたところでございます。（「年度内で１年繰越し」の声あり）

○委員長（村松秀雄君）　令和８年度内の完了ということで理解ですね。（「はい」の声あり）

ほかございますでしょうか。

では、７号ですね。水道事業会計の繰越し。これについてございますでしょうか。（「ないです」の声あり）

ないということで、次の報告第８号下水道事業会計の予算繰越についてお尋ねをしたいと思います。何かございますでしょうか。赤坂委員。

○委員（赤坂芳則君）　報告第何号についてということではないんだけれどもね。

○委員長（村松秀雄君）　ちょっと待ってください。報告第何号ということではないのでしたら、それは後で全体的にやりますので。

○委員（赤坂芳則君）　全体、全体で。

○委員長（村松秀雄君）　少々お待ちください。

報告第８号についてはございますでしょうか。（「なし」の声あり）

ないようなので、なければ、先ほど赤坂委員から全体についてですね。繰越しについての全体の質問だと思いますので、聞いてください。

○委員（赤坂芳則君）　繰越し、それぞれの項目からするとずっと繰越しが増えているようなのでね。ただ、その辺の原因というのは人手不足が原因なんだか、予算が足りなくて遅れているんだか、そういうのをね、これ、繰越しをずっと、今、令和８年度がスタートしているんでね。それが結果的に今度は８年度にもかぶってくるわけですよ。だから、そうするとまた８年度もそれに伴ってずっとずれていくんだかどうか、その辺のどういう考えで繰越しの処理をやっていくか、その辺をちょっと聞きたいな。

○委員長（村松秀雄君）　企画財政課長。

○企画財政課長（小林誠樹君）　各事業の繰越しについては、それぞれ御説明をさせていただい

たところでございます。その工種、工種、あるいは現場、現場で調整に日数を要するとかそういった内容で繰越ししている関係が、まずあります。

もう１点、今回の説明でも何点かありましたけれども、国の追加補正で配分になった事業が半数くらい今回ですとあるんですけれども、そうしますと、どうしても年度の２月ぐらいに追加交付を受けると、繰越しありきの事業として受けるという形になりますので、その点については御理解をいただければなと思っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（村松秀雄君）　よろしいですか。赤坂委員。

○委員（赤坂芳則君）　要は、だから国の追加予算があるためにずれて来ましたよという確認だけでいいですか。それとも、私が今聞いたのは、例えばいろんな工事の現場だったり、いろんなところを含めると、人手不足がいろいろ世の中騒がれているところもあるし、そういう影響もあるのか、それから物価高の影響があるのか、その辺を聞きたいと思ったのさ。（「本会議で聞いてもらって」の声あり）

○委員長（村松秀雄君）　そうだね、その辺は。はい、企画財政課長。

○企画財政課長（小林誠樹君）　お答えをいたします。

今回の繰越計算書から少し離れてしまうかもしれないんですけれども、人手不足とか物価高で受注できないという形になれば、そもそも工事受注というよりは落札できない状況になってくるかと思います。今回のケースはあくまでも発注をさせていただいて、施工上どうしても現場､現場でいろんな状況が出てまいりますので､それに伴っての繰越しという形でございます。物価高の影響での繰越し、そういったものは基本的にはないと認識してございますし、さらに加えさせていただければ、通常の工事請負費などですと物価変動によって著しい変動があった場合には変更契約をするという形になってまいりますので、その点で繰越しするということについては、基本的にはないと考えてございます。

以上でございます。

○委員長（村松秀雄君）　以上で終わります。では、ほかございませんか、報告について。副委員長。

○副委員長（山岸三男君）　今、赤坂委員が言ったことに関連しますけれども、先ほど来の説明で、繰越明許は大体令和９年３月完了予定、令和８年９月完了予定とか、あるいは令和８年12月完了予定と説明いただきました。これは、要するに令和７年度の事業、いろいろな先ほどの説明の中での繰越しになってきたということなんですけれども、この完了予定、完了しますと

いうことになっているんですけれども、あくまでこれ予定ですのでね。迫っているのはもう、令和８年９月に完了するのと10月に完了するのと説明がありましたけれども、これもまた延長というか、可能性はなきにしもあらずだと思うんですけれども、そうするとまた繰越しするのか、あるいは契約変更するのか、その辺はどうなんでしょうか。（「いや、だからそれは議運ですることではない」の声あり）

○委員長（村松秀雄君）　赤坂委員も副委員長もね、全体的なことをお聞きしているようですので、この場合は、この繰越明許がこうなりますよという形で説明されております。ですから、繰越明許の在り方とかいった、また別の場での議論となりますので、その辺は休憩を取ってやるかやらないかの話になりますのでね。ちょっと議題の中からの発言については、それる部分については控えるようにお願いいたします。休憩を取りますので、その辺を……、（「休憩の中で、それでは説明して」の声あり）議運の中での議論としては好ましくないということなので、休憩中にお願いをいたします。

午前　１０時０１分　休憩

午前　１０時０２分　再開

○委員長（村松秀雄君）　それでは再開をいたします。

なければ、先ほどの所得税の関係になりますけれども、お尋ねをします。

株式の高配当のものも総所得に入るというふうになりますよね、御説明ありました。その株式配当についての配当があった場合の所得税は、以前だとね、その場で申告して納めるようになっておりました。今回総所得に入るということは、その金額も所得税の対象になるのかと思いますので、その関係は今回どういうふうに処理されるのかなと思うのですが。総務課長。

○総務課長（佐野　仁君）　お答えいたします。

特定大口株主配当につきましては、委員長おっしゃるとおり、今まではその処理でございましたけれども、今後につきましては、原則として総合課税で確定申告が必要になるという制度に変わるものでございます。

○委員長（村松秀雄君）　総合になるということね。はいはい、分かりました。（「そっちで説明できるように準備してくださいということです」の声あり）ということで、あるかもしれないということで、柳田委員のほうから御注意がありましたので（「事前審査」の声あり）事前審査ということになろうかと思いますので、気をつけてまいりたいと思います。

次、なければ議案第１号に入りますがよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

では､議案第１号美里町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例についてでございます。総務課長。

○総務課長（佐野　仁君）　議案第１号美里町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例となります。

議案書につきまして45ページ、資料編につきまして52ページとなります。

地方自治法第243条の２の７第１項の規定に基づき、町長、職員等が町に対して負う損害賠償責任について、その一部を免責することとするため条例を制定するものでございます。詳細につきましては、会議当日私のほうから御説明申し上げる予定となっております。

以上でございます。

○委員長（村松秀雄君）　これについて、45ページ、何かございますでしょうか。（「ありません」の声あり）よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、議案……、休憩でいいですか。（「そのまま」の声あり）そのままでいいですか。では、局長。

○事務局長（伊藤博人君）　ただいま、議案第１号につきまして、総務課長から議案内容の御説明がございましたが、私から１点補足かつ議会運営委員会の皆様にお諮りしたいことがございます。

こちら、地方自治法第243条の２の７第１項の理由により、今回町長より上程された議案となりますが、ここの同条第２項の規定では、普通地方公共団体の議会は、普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定または改廃に関する議決をしようとするときは、あらかじめ監査委員の意見を聴かなければならないというふうに規定されております。町長からの提案の議案であっても、議会が監査委員の意見を聴かなければならないということで規定されているところでございます。

これにつきましては、先月末の時点で担当課、総務課長及び担当者により監査委員お二人に対しまして条例案について御説明をさせていただいてございます。その後、議会の告示があった時点で、事前の説明と内容変更ございませんということで紙で確認いただいて、昨日付で監査委員よりこちらの内容につきましては妥当であるということで意見書をいただいているところでございます。

この意見書につきまして、自治体においては議員皆様に写しを配付している自治体もございます。中には配付もしていない自治体というものあります。今回、この意見書について議員の皆様に配付したほうがよろしいかどうか、この場で御確認いただければと思います。それで、

配付となった場合、その配付の方法につきましては、本日、会議の期間及び議事日程について皆様のほうで内容調整をしていただくことになりますが､配付につきましては議事に入る日程、その日当日に皆様の机の上に配付させていただくことでよろしいかどうか、そちらについても御確認させていただければと思います。

以上でございます。（「委員長、ちょっと休憩お願いします」の声あり）

○委員長（村松秀雄君）　はい、では、今事務局長の説明がありましたが、議長より休憩がありますので、休憩いたします。

午前　１０時０８分　休憩

午前　１０時０９分　再開

○委員長（村松秀雄君）　それでは、再開をいたします。

議案第１号について、局長からの補足説明もありましたが、まず一つずつつまいりたいと思います。この議案について何かございますでしょうか。柳田委員。

○委員（柳田政喜君）　大体、局長の説明で趣旨は分かったんですけれども、この議案上程された後に監査委員からの妥当かどうかの報告はあるんですか、口頭による。それがあった上での書類なのか、口頭がなく書面を配付しての話なのか。口頭があるかどうか、そこをお願いします。

○委員長（村松秀雄君）　では、柳田委員の紙、ペーパーだけなのか、それもプラス口頭であるのかということですね。局長。

○事務局長（伊藤博人君）　お答えいたします。

こちらにつきましては､事前に監査委員さんのほうに紙で案をお示しして､告示後に口頭で、あらかじめ回答案文、告示後に何も修正等がなければ、このような形で監査委員さんのほうからの意見書ということでお出ししたいということで事前に確認を取った上で、当日、告示後に監査委員さんのほうから、変更なければ今回の議案については内容的には妥当ですということを電話で確認の上で、その文章を起案しているという流れに……。

○委員長（村松秀雄君）　もう少し、局長。簡略にひとつお願いいたします。当日、監査のペーパーだけで済ませるのか、議案が出た時点で監査委員がその資料の、議案をよしとした旨の発言をなさるのかということだけなので、よろしく。局長。

○事務局長（伊藤博人君）　こちらにつきましては、意見書、紙での回答ということで議員の皆様に配付を想定しております。監査委員さんが来て口頭でお話しするということは、想定はし

てございません。

○委員長（村松秀雄君）　はい。では、事前に紙でね、監査委員の意見ということで配付を、議員各位の机の上に置いておくという形で進めるということで理解してよろしいですね。局長、そういう意味でね。口頭ではないはないということですね。（「はい」の声あり）

　では、今、局長の説明があったとおり、紙でそのまま議員各位にお知らせをしておくということでございます。この方法について（「これまでないでしょう」の声あり）だから、口頭でやって悪いものなのかいいものなのかというのもあるのですが、今までの先例といいますか、やり方としてどうなんでしょうね。ちょっと休憩します。

午前　１０時１２分　休憩

午前　１０時１９分　再開

○委員長（村松秀雄君）　再開をいたします。

　損害賠償責任の一部免責に関する条例は、新たな条例ということでございますね。監査委員の意見を聴かなければいけないということで、事前に監査委員の意見を聴いて、それを書面にして配付するという流れになっておりますが、配付だけではなく監査委員もしくは議選監査委員もしくは事務局長、何らかの方が口頭で内容、監査委員の意見としての内容を発表していただくという２つの方法がありますが、いかがいたしましょうか。柳田委員。

○委員（柳田政喜君）　あくまで、監査委員の意見書を正式に読むのであれば、監査委員が来て読み上げる、それで報告する、その基に私たちが審査するというのが正式な方法だと思うんですけれども、ほかではしていないと。それで、もしこれが正式に監査委員が読み上げないのであれば、局長に代読させますということが必要なく、議長があくまで監査委員からは適正、妥当であるという報告がされた意見書を皆様のお手元に配付しておりますという形でいいのかなと思うんです。

○委員長（村松秀雄君）　無理であればね。（「大体そういう形……」の声あり）うん、監査委員が出席できない、議選の代理をさせるよりは、逆に議長の口述の中でこういう監査委員のほうからの妥当であるという意見が出ております、それについては配付された書類のとおりでございますという形でやったほうがいいんじゃないかという御意見でございます。どうでしょうか。この案については皆様。副委員長。

副委員長（山岸三男君）　今、柳田委員が言った内容が私はベストだと思ったんですよ。というのは、もし、今回、条例制定になると質疑応答がありますよね。その時に、質疑応答になった

ときに監査委員が今度は答弁しないといけないことになると思うんですよ。それで、意見書に対して質疑があった場合には、そうなりませんか。（「執行部のほうに質問がある」の声あり）どう思います。もし、監査委員の意見書に対して議場で質疑が出た場合。

○委員長（村松秀雄君）　とりあえず、副委員長の意見については、配付して口頭説明するということは、質疑が監査委員まで及ぶのではないかという御心配でございますが、これについてはないと思いますけれども。（「なし」の声あり）（「柳田委員が言ったことで、それでいいと私は思う」の声あり）一つの意見として副委員長からありましたが、総体的には議長口述の中で話をしていただいたほうがよろしいんじゃないかという御意見ですね。ありがとうございます。

ほか、ございますか。（「ありません」の声あり）

それでは、議長口述の中で入れていただいて、監査委員意見書の内容まで触れていただいて書いていただくと。そういう流れで、局長、よろしいですか。

○事務局長（伊藤博人君）　はい。

○委員長（村松秀雄君）　では、その流れでいきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

ほか、ございますでしょうか。（「ありません」の声あり）

なければ、議案第２号特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例です。総務課長。

○総務課長（佐野　仁君）　議案第２号美里町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例となります。

議案書につきまして47ページ、資料編53ページとなります。

改正の内容につきましては、危険鳥獣出没時において緊急銃猟のため出動した際の鳥獣被害対策実施隊員の報酬額を定めるものであります。また、投票管理者等が投票時間の途中で交代する場合の報酬額を定めるものでございます。

詳細につきましては、会議当日、私のほうから御説明申し上げます。

以上でございます。

○委員長（村松秀雄君）　ありがとうございます。緊急銃猟でございますね。あとは、投票人の件ですね。投票管理者等の報酬の改正、設定でございます。これについては何かありますでしょうか。柳田委員。

○委員（柳田政喜君）　当然、近隣町村との比較をされる質問があると思いますので、そういう

情報を確認しておいてください。お願いします。

○委員長（村松秀雄君）　ほかございますでしょうか。（「ありません」の声あり）

なければ、次、議案第３号子ども医療費の助成に関する条例の一部改正でございます。

総務課長。

○総務課長（佐野　仁君）　議案第３号美里町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例となります。

議案書49ページ、資料編54ページとなります。

子育て家庭における経済的負担を軽減するため、入院時食事療養費を助成対象とするものであります。また、受給資格登録の有効期間を拡大するため所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、子ども家庭課長から御説明申し上げます。

以上でございます。

○委員長（村松秀雄君）　ありがとうございました。これについて、何か確認するところありますでしょうか。（「ありません」の声あり）

では、ないということで、議案第４号をお願いいたします。家庭的保育事業ですね、よろしくお願いいたします。総務課長。

○総務課長（佐野　仁君）　議案第４号美里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例となります。

議案書52ページ、資料編55ページとなります。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令が令和８年４月１日から施行されたこと等に伴い所要の改正を行うものでございます。

詳細につきまして、子ども家庭課長から御説明申し上げる予定となっております。

以上でございます。

○委員長（村松秀雄君）　では、議案第４号について何かございますでしょうか。よろしいですか。（「なし」の声あり）

それでは、議案第５号をお願いいたします。一般会計補正予算です。企画財政課長。

○企画財政課長（小林誠樹君）　それでは、議案書57ページ、資料編56ページをお開きください。

議案第５号令和８年度美里町一般会計補正予算（第１号）について提案理由を御説明いたします。

まず、議案書58ページになります。

予算本文第１条、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,482万7,000円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ115億2,166万7,000円といたしました。

初めに、歳出について御説明申し上げます。

議案書72、73ページをお開きください。

２款総務費に、447万5,000円追加いたしました。

２款総務費１項総務管理費の９目まちづくり推進費に、コミュニティー活動助成金250万円追加いたしました。

３款民生費に、2,133万4,000円追加いたしました。

１項社会福祉費の６目後期高齢者医療対策費に、宮城県後期高齢者医療広域連合負担金658万9,000円追加いたしました。

２項児童福祉費の１目児童福祉総務費に、施設型給付費負担金749万円追加いたしました。

74ページ、75ページにまたぎますが、２目児童措置費に、物価高対応子育て応援手当160万円追加いたしました。

３目児童医療福祉費に、子ども医療扶助費205万3,000円追加いたしました。

４款衛生費に、2,845万円追加いたしました。

１項保健衛生費の５目環境衛生費に、再生可能エネルギー利用促進計画策定業務委託料2,761万円追加いたしました。

６款農林水産業費に、2,824万6,000円追加いたしました。

１項農業費の３目農業振興費に、経営発展支援事業補助金359万4,000円、次の76、77ページになりますが、地域農業構造転換支援事業補助金2,011万5,000円、それぞれ追加いたしました。

９款消防費に、２万5,000円追加いたしました。

10款教育費に、1,229万7,000円追加いたしました。

次の78、79ページをお開きください。

５項社会教育費の４目文化会館費に、音響設備改修工事請負費660万円追加いたしました。

６項保健体育費の１目保健体育総務費に、地域クラブ活動推進補助金151万7,000円追加いたしました。

３目学校給食費に、南郷給食センター給湯管布設替工事請負費109万3,000円それぞれ追加いたしました。

なお、新規事務事業の２件の詳細につきましては、資料編の57ページ、58ページにお示ししたところでございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

68、69ページにお戻りいただきたいと思います。

11款分担金及び負担金に、９万7,000円追加いたしました。

13款国庫支出金に、3,393万1,000円追加いたしました。

１項国庫負担金の１目民生費国庫負担金に、施設型給付費負担金434万6,000円追加いたしました。

２項国庫補助金の２目民生費国庫補助金に、物価高対応子育て応援手当支給事業費補助金160万円追加いたしました。

３目衛生費国庫補助金に、エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費補助金2,761万円追加いたしました。

14款県支出金に、2,954万5,000円追加いたしました。

２項県補助金の４目農林水産業費県補助金に、経営発展支援事業補助金359万4,000円、地域農業構造転換支援事業費補助金2,011万5,000円それぞれ追加いたしました。

８目教育費県補助金に、地方スポーツ振興費補助金101万円追加いたしました。

17款繰入金に、2,155万4,000円追加いたしました。

２項基金繰入金の１目財政調整基金繰入金に、財政調整基金繰入金2,155万4,000円追加いたしました。

19款諸収入に、250万円追加いたしました。

５項雑入の３目雑入に、自治総合センターコミュニティー助成金250万円追加いたしました。

70、71ページになります。

20款町債に、720万円追加してございます。

63ページをお開きください。

町債の詳細についてです。

次に、予算本文第２条、地方債の補正につきましては、文化会館の音響設備の改修に係る公共施設等適正管理推進事業債１件を追加し、農業農村整備事業に係る公共事業等債１件について変更するものでございます。

以上、補正予算についての内容となります。

どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（村松秀雄君）　ありがとうございます。補正についての、新しい事業については資料編の57、58ページについてありますということでした。これについて何かございませんでしょうか。（「ありません」の声あり）よろしいですか。（「なし」の声あり）

ないということでございますので、議案第６号８年度の国保特別会計の補正でございます。企画財政課長。

○企画財政課長（小林誠樹君）　続きまして、議案書80ページ、資料編59ページをお開きください。

議案第６号令和８年度美里町国民健康保険特別会計補正予算について御説明いたします。

議案81ページをお開きください。

予算本文第１条、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,506万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億7,512万2,000円といたしました。

初めに、歳出について御説明申し上げます。

議案書92、93ページをお開きください。

３款国民健康保険事業費納付金に、1,506万5,000円追加いたしました。

４項子ども・子育て支援納付金分の１目子ども・子育て支援納付金分に、子ども・子育て支援納付金分納付金1,506万5,000円追加いたしました。

次に、歳入について御説明申し上げます。

前のページ、90ページ、91ページをお開きください。

１款国民健康保険税に、1,323万6,000円追加いたしました。

１項国民健康保険税の１目国民健康保険税に、子ども・子育て支援納付金分現年課税分1,323万6,000円追加いたしました。

５款繰入金に、182万9,000円追加いたしました。

２項基金繰入金の１目財政調整基金繰入金に、財政調整基金繰入金182万9,000円追加いたしました。

以上、補正予算についての内容となります。

よろしくお願いいたします。

○委員長（村松秀雄君）　議案第６号について説明がありました。これについて何か、お尋ね、確認したいことはありますでしょうか。（「なし」の声あり）

それでは、ないということで議案第７号について進めたいと思います。介護保険特会の補正予算でございます。企画財政課長。

○企画財政課長（小林誠樹君）　続きまして、議案書94ページ、資料編60ページをお開きください。

議案第７号令和８年度美里町介護保険特別会計補正予算について御説明いたします。

議案書95ページをお開きください。

予算本文第１条、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ44万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億2,721万7,000円といたしました。

初めに、歳出について御説明申し上げます。

議案書106、107ページをお開きください。

１款総務費に44万円追加いたしました。

１項総務管理費の１目一般管理費に、介護保険システム改修業務委託料44万円追加いたしました。

次に、歳入について申し上げます。

前のページ、104ページ、105ページをお開きください。

７款繰入金に、44万円追加いたしました。

１項一般会計繰入金の１目一般会計繰入金に、事務費等一般会計繰入金44万円追加いたしました。

以上、補正予算についての内容となります。

よろしくお願いいたします。

○委員長（村松秀雄君）　議案第７号でございます。何かございますでしょうか。（「なし」の声あり）よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、議案第８号に移ります。病院事業会計補正でございます。よろしくお願いします。企画財政課長。

○企画財政課長（小林誠樹君）　続きまして、議案書108ページ、資料編61ページをお開きください。

議案第８号令和８年度美里町病院事業会計補正予算について御説明申し上げます。

初めに、予算本文第３条に定めた収益的収支の収入について御説明申し上げます。

議案書112ページをお開きください。

１款病院事業収益で、27万2,000円追加いたしました。

２項医業外収益の６目補助金で、27万2,000円追加いたしました。

これらにより、収益的収入合計を７億665万4,000円といたしました。これは、新興感染症対応力強化事業費補助金に伴う、県補助金の補正が主なものでございます。

次に、113ページ、予算本文第４条予算第４条に定めた資本的収支の収入について御説明申し上げます。

１款資本的収入で、400万円追加いたしました。

３項補助金の１目補助金で、400万円追加いたしました。これにより、資本的収入合計を4,340万4,000円といたしました。

次に、資本的収支の支出について申し上げます。

１款資本的支出で、400万円追加いたしました。

１項建設改良費の１目有形固定資産購入費で、400万円追加いたしました。これらは、新興感染症に対応するため、機器、備品購入費に伴う有形固定資産購入費の補正となってございます。これにより、資本的支出の合計を5,729万4,000円といたしました。

以上の補正に伴いまして、予算本文第２条予算第２条に定めた業務の予定量を併せて補正しております。

以上、補正予算についての説明となります。

よろしくお願いいたします。

○委員長（村松秀雄君）　８号南郷病院の補正でございます。これについて、何か御質問、確認等ありますでしょうか。（「ありません」の声あり）ないということでございます。

では、議案第９号の工事請負契約の変更ですね。これについて説明をお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（佐野　仁君）　議案第９号となります。議案書114ページ、資料編62ページとなります。

本議案につきましては、令和７年度旧美里町立不動堂中学校解体撤去工事の工事請負変更契約の締結についてであります。

本工事について仮変更契約の内容をもって工事請負変更契約の締結としたいことから、地方自治法第96条第１項第５号及び美里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

工事変更内容の詳細につきまして、建設課長から御説明申し上げます。

以上でございます。

○委員長（村松秀雄君）　この間、全協で説明がありました旧不動堂中学校解体工事、撤去工事についてのアスベストの追加発注でございます。これについて、何かございますでしょうか。（「ありません」の声あり）よろしいですか。（「はい」の声あり）

では、ないということで執行部からの説明を終わらせていただきます。よろしいですね。（「はい」の声あり）ありがとうございます。

では、議案等については以上といたします。執行部の皆さん、大変御苦労さまでした。ありがとうございます。（「よろしくお願いいたします」の声あり）

若干、ここで休憩を取りたいと思います。５分くらい休憩を取りますのでよろしくお願いいたします。

午前　１０時４４分　休憩

午前　１０時５１分　再開

○委員長（村松秀雄君）　それでは、再開をいたします。

休憩前に続きまして、議員派遣についてを議題とさせていただきます。

それでは、局長、説明をお願いいたします。

○事務局長（伊藤博人君）　それでは、私のほうから議員派遣につきまして御説明申し上げます。

今回の議事日程の中でお諮りする案件、２件ほどございます。

まず、１件目につきましては、先の全員協議会の際に議員皆様にお話ししました町村議会議員講座となります。こちら、仙台市で７月２日木曜日及び３日金曜日開催される予定となってございます。

もう１件につきましては、宮城県町村議会議員セミナー、こちら８月６日の木曜日、蔵王町において開催予定とされております。

以上、こちらの２件となります。

事務局からの説明は以上でございます。

○委員長（村松秀雄君）　８月６日。６ですね。２日、３日については、この間の全協のときに皆様にお知らせがあったと思います。新たに、８月６日に、今度は蔵王町で町村議会セミナーがあるということです。これでよろしいですね。（「はい」の声あり）連絡でございます。書きとめましたか。時間等については、後で詳しく連絡がまいると思いますのでよろしくお願いいたします。

次に、一般質問の発言順序についてに入ります。今回は７名の方から提出をされております。抽選につきましては、山岸副委員長にお願いいたしますので、事務局は準備をお願いいたします。

○事務局長（伊藤博人君）　それでは、今回、受付順番で副委員長に抽選いただきたいと思います。

まず、受付順序１番、山岸三男議員の発言時の抽選をお願いします。

○副委員長（山岸三男君）　10番。（「10番ってないべっちゃや」「いや３番」の声あり）

○事務局長（伊藤博人君）　続きまして、受付順２番、鈴木惠悦議員の発言順をお願いいたします。鈴木惠悦議員７番。

受付順３番目、関根議員です。関根議員、６番。

続きまして、受付順４番目、平吹　淳議員です。（「５番です」の声あり）平吹議員が、発言順５番目。

続きまして、受付５番、赤坂芳則議員の発言順です。赤坂議員が２番。

続きまして、受付６番、伊藤牧世議員です。伊藤議員、１番目です。

最後、受付７番、髙嶋議員です。髙嶋議員、４番です。

それでは、事務局より確認のために発言順を復唱させていただきます。

発言順位１番、伊藤牧世議員。

２番、赤坂芳則議員。

３番、山岸三男議員。

４番、髙嶋秀治議員。

５番、平吹　淳議員。

６番、関根浩幸議員。

７番、鈴木惠悦議員で間違いないでしょうか。

以上でございます。

○委員長（村松秀雄君）　確認をいたしました。一般質問の発言順位については以上でございます。今、事務局のほうで順番の並びを変えまして印刷をしていただきますので、よろしくお願いいたします。

次に、４）の会議の期間及び議事日程について議題といたしたいと思います。

期間については、お手元に配付されております次第のとおり、６月９日火曜日から11日木曜日、３日間としたいと思います。内容につきましては、別紙、配付の資料のとおりでございますので、よろしくお願いを申し上げます。これでよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

では、期間については６月９日から６月11日までの３日間とさせていただきます。議事日程については、１日目会期の決定と一般質問、２日目、10日は、一般質問と議案審議、３日目、11日に議案審議という形で進めさせていただきたいと思います。これでよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）ありがとうございます。確認が取れております。

次に、５）陳情、要請等に入ります。今回は、お手元の陳情書一覧のとおり５件が来ており

ます。確認のため時間を取りますので、11時10分まで時間を取りますので、休憩いたします。

休憩。

午前　１０時５８分　休憩

午前　１１時１０分　再開

○委員長（村松秀雄君）　それでは、時間ですので再開をいたします。

ただいま、陳情書、要請書５件について確認をしていただきましたが、これについての扱いをどうすべきか御意見をいただきたいと思います。

それでは、１件ずついきますね。ｍＲＮＡワクチン、レプリコンワクチンを含むということの接種事業中止の意見書提出を求める陳情書でございます。いかがいたしましょうか。（「配付のみ」の声あり）はい、配付のみという御意見がありますが、いかがでしょうか。（「なし」の声あり）はい。御異議なしと認めます。では、配付のみとさせていただきます。

次、２件目。日本政府に非核三原則を厳守し実行を求める意見書提出についてでございます。これについていかがいたしましょうか。（「配付のみ」の声あり）はい、これも配付のみということでございますが、よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）では、２件目も配付のみということで。

３件目。国民健康保険財政への定率国庫負担の増額を求める陳情書。これについて、いかがいたしましょうか。（「配付のみ」の声あり）はい、これも配付のみという御意見がありますが、これでよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）では、配付のみといたします。

次、４件目。消炎鎮痛剤や抗アレルギー薬などへの追加負担導入の中止及び公的医療保険制度の堅持を求める陳情書でございます。これについて、どう御扱いいたしたらよろしいでしょうか。（「配付のみ」の声あり）はい、これも配付ということもありますが、御意見ありますがよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）では、配付のみとさせていただきます。

最後、選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書の採択を求める陳情書でございます。これについてはいかがでしょうか。（「配付で」の声あり）（「休憩いいですか」の声あり）はい、では休憩いたします。

午前　１１時１０分　休憩

午前　１１時１５分　再開

○委員長（村松秀雄君）　再開をいたします。

いろんな情報が、今、河北新報等なり、副議長のほうから情報がありましたとおり、県議会でもいろんな議論が出ているようだということでございます。

我が本町といたしましては、この夫婦別姓制度の法制化ということについての御意見としては配付のみという御意見がありました。そのほかにございますでしょうか。（「なし」「配付のみではなかったな、まだ」の声あり）柳田委員の配付のみという発言があってからの副議長の情報でございましたので、大変すみませんでした。これについて、ほか御意見ございますでしょうか。（「検討課題だな」の声あり）ということで、赤坂委員のほうから検討課題ということは、配付のみでよろしいという御意見と取ってよろしいですか。（「今は、配付のみ」「ほかの流れを見てから」の声あり）現段階では配付のみでよろしいのではないかという御意見がありました。ほかございますでしょうか。（「なし」の声あり）なければ、配付のみということでいきたいと思いますのでよろしくお願い申し上げます。

以上、陳情、要請についてまで終わりました。ありがとうございます。

では、大きな４つ目その他に入りますので、皆様から何かありますか。議長のほうからも何か連絡等ありますか。（「一般質問でさ」の声あり）待って、その他なので。

○議長（鈴木宏通）　私からは特にない。

○委員長（村松秀雄君）　それでは、事務局のほうからありますか。

○事務局長（伊藤博人君）　事務局のほうからは特にはございません。ただし、総務課、執行部のほうから７月に議会を開催させていただきたいという相談が現時点でございまして、それの日程調整についてお諮りしたいということで、お時間をいただきたいということで申出がございます。この場に総務課長お呼びさせていただいてもよろしいでしょうか。

○委員長（村松秀雄君）　その他の中で、７月に議会があるという予定なんですけれども、それについて総務課のほうから説明したいということでございますので、その辺、その他の中で入らせていただきたいと思いますので、了承をお願いいたします。

その他の中でやりますので。総務課長、忙しいところありがとうございます。では、７月会議についての日程について説明のほうをお願いいたします。総務課長。

○総務課長（佐野　仁君）　お疲れさまでございます。

私のほうから７月会議のお願いでございます。会議の内容につきましては、一番主なものが美里中学校の屋内運動場等の空調設備整備の、こちらの工事契約の契約を審議いただきたいというのが主なものになっております。

こちら、現在、公募型プロポーザル方式ということで応募を募っておりまして、これの審議

が終わるのが今月末あたりまでに決まりまして、そこから仮契約を結ばせていただくという流れになっております。これに先立ちまして、議会事務局とも相談させていただいたんですけれども、議会側の日程といたしまして、出張とか監査委員による決算審査等が行われるということで、７月前半のほうは全てスケジュールが埋まっていると。あと、７月13日の週については教育、民生の視察のほうが入っているということで、総務が７月21日、22日ということで、それと、町長、副町長との日程等のすり合わせを行った結果、できれば７月17日金曜日に臨時議会の開催のほうをお願いできないかというお願いでございます。

以上でございます。

○委員長（村松秀雄君）　執行部の要請としては、７月17日金曜日。ここで、私、問題になると思うのは、教育、民生、13、14、15と視察研修に出かけます。中１日置いての17日の議会開催ということになります。これについて、また、17日開催であれば、議案配付は14日と。３日前ですね。となっておりますので、不在、誰もいないときに、総務はいますけれども、教育、民生がいない中で配付して、それでよろしいものかどうかという疑問もひとつあります。

執行部の時間として、議案ではこれだけですか。ほかにありますか。上程予定は。総務課長。

○総務課長（佐野　仁君）　これと、教育委員会で今年整備いたします児童生徒用のタブレットの、そちらのほうも、今後契約を進めて、これに間に合えばお出ししたいということと、あと、考えられるのが現在国のほうで話題になっています補正予算に伴う補正が、これに間に合えば上程させていただきたいというスケジュールで進んでいるところでございます。

○委員長（村松秀雄君）　そのほかにも議案が出てくる可能性があるということですね。

それで、なおかつその７月の上旬ですね。これについては、先ほど課長のほうからはなかなかできかねると。（「議会のスケジュールが」の声あり）ああ、議会のね。議会が、ああそうか。２日、３日がやって、６、７、８、９、10、ああそうか。監査が入っているわけだ。（「決算審査が」の声あり）監査委員のね。（「７月15日まで全て日程が埋まっている」の声あり）全然、隙もありません。16、17、23、24。本当にあるのは、28、29、30、31の月末しかないですね。（「補足で」の声あり）23、24空いていますよ。総務課長。

○総務課長（佐野　仁君）　補足なんですけれども、先ほどの中学校の空調設備ということで工事の契約をお願いしたいと思うんですけれども、先ほど繰越しもあったんですけれども、やはり半導体不足等でありまして、できるだけ早く契約業者を決定いたしまして、できるだけ工期を取りたいというのが町のほうの姿勢でございますので、できれば早めに議会のほうの開催をお願いしたいというものでございます。以上でございます。（「休憩したほうがいいんじゃな

い」の声あり）

○委員長（村松秀雄君）　では休憩をいたします。

午前　１１時２４分　休憩

午前　１１時４２分　再開

○委員長（村松秀雄君）　再開をいたします。

総務課長と議会事務局の調整によりまして、７月会議の提案がなされました。会議については７月10日１日間、議案はほぼ３件ぐらいという、補正もありますが３件ぐらい。それで、10日開催をするとなると資料､議案配付については７月７日､議運については次の日の７月８日、時間については９時半から。10日会議につきましては、夕方16時からと。会議の時間が変則的になりますが、日程が決算監査の監査委員のほうも入っておりますので最終日の10日に調整をしていただいて、10日開催の会議を16時から行いたいということでございますので、皆様の御意見をお尋ねしたいと思います。いかがでしょうか。（「異議なし」の声あり）よろしいですか。（「はい」の声あり）

では、そのように進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。総務課長、どうもありがとうございました。（「暑気払いっていつだっけ」「８月の、もしよければ蔵王の帰り」「これ、まだ詳細は分からない」「８月頃だね」「８月６日」「７月会議の後に議長さんが取りかかると思う」「あとないね」「ございません」の声あり）

それでは、あと連絡事項等ございませんので、閉会とさせていただきます。副委員長、御挨拶をお願いします。

副委員長（山岸三男君）　午前中になんとか終了できましたけれども、６月議会もいろいろスムーズに進行されるよう精査していただきました。今回、新たに７月議会というものが入りましたけれども、それも皆さんの御協力の下日程も決めることができましたので、６月議会は６人の（「７人」の声あり）７人の一般質問が出ましたので大盛況の議会になると思います。

暑さも寒さもいろいろ温度の変化があるようですから、体調を整えながらしっかりと６月議会の準備をしたいと思います。以上、大変お疲れさまでした。

午前１１時４６分　閉会

上記会議の経過は、事務局次長兼議事調査係長須田真喜子が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証明するため、ここに署名いたします。

令和８年６月４日

委　員　長